

日本政策金融公庫の主な林業関係資金

こんなとき		こんな条件で				利用できる資金
		融資限度額	利率	融資期間	うち据置期間	
造林・林道の整備						林業基盤整備資金
●人工植栽、天然林の改良、除間伐などを行う	→	負担する額の80%(特例90%)相当	〇~〇%	30年(特例55年)以内	20年(特例35年)以内	①造林資金 ②林道資金 ③利用間伐推進資金 ④伐採調整資金
●樹苗の生産施設を整備する	→	負担する額の80%相当	〇~〇%	15年以内	5年以内	
●林道(自動車道、軽車道)を造る	→	負担する額の80%相当	〇~〇%	20年(特例25年)以内	3年(特例7年)以内	
●(用途A)利用間伐を行う、利用間伐のための作業道を造る	→	負担する額の100%相当	〇%	20年以内	20年以内	
●(用途B)造林関係の負債(公庫・民間)を借り換える	→	毎年の償還元金の90%相当	〇%	標準伐期齢から現在林齢を差し引いた年数(最長30年以内)	融資期間と同年数	
●資金を必要としているが、保安林指定のため伐採できない	→	融資対象森林の立木評価額 又は 400万円 のいずれか低い額	〇%			
林地の取得、生産方式の合理化						
●森林や造林するための土地を取得する	→	負担する額の80%(特例100%)相当 又は 個人 1,200万円(特例7,000万円) 法人 2億5,000万円(特例10億円) のいずれか低い額	〇~〇%	25年(特例35年)以内	25年以内	⑤森林取得資金
●分収林を取得する	→					
●高性能林業機械のリース料や研修費を支払う	→	負担する額の80%相当	〇%	10年以内	2年以内	⑥生産方式合理化資金
災害等のセーフティネット機能						
●災害や社会的・経済的な環境変化などによる影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	→	600万円(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合は年間経営費等の12分の6)	〇~〇%	15年以内	3年以内	⑦農林漁業セーフティネット資金
林業施設の拡充						
●林産物の処理加工・流通販売をするための施設を建設する ●素材生産用機械(高性能林業機械など)を取得する ●森林レクリエーション施設(林間キャンプ場など)を建設する	意欲と能力のある林業者	負担する額の80%相当 又は 個人 1,300万円~3億円 法人及び団体 2,600万円~3億円 のいずれか低い額	〇%	20年以内	3年以内	⑧林業構造改善事業推進資金
	山村地域・過疎地域の場合	負担する額の80%相当 又は 個人 1,300万円~2,600万円 法人及び団体 5,200万円~5億円 のいずれか低い額	〇%	25年以内	8年以内	⑨振興山村・過疎地域経営改善資金
	共同利用施設の場合	負担する額の80%相当	〇~〇%	20年以内	3年以内	⑩農林漁業施設資金
	林業者の場合	負担する額の80%相当 又は 300万円~3億円 のいずれか低い額 又は補助事業の場合は負担する額の80%相当	〇~〇%	15年以内	3年以内	
中山間地域の林産物・資源の活用						
●新商品、新技術を利用した製品の製造・加工・販売を行う	→	負担する額の80%	〇~〇%	10年超15年以内	3年以内	⑪中山間地域活性化資金
●需要を開拓するための展示・販売施設などをつくる			〇%	25年以内	8年以内	
●農林漁業資源を活用した林間テニスコートなどをつくる						
●農山漁村の生活環境を整える						

※本表は日本公庫の主な林業関係資金を概略的にまとめたものです。ご検討されている事業内容の規模、業種等に応じて詳細な貸付条件が定められている場合がありますので、詳しくは支店(農林水産事業)までお問い合わせください。

※審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

※利率は〇年〇月〇日現在の金利です。ただし、①造林資金は契約後20年ごとに金利見直しを行います。

※①造林資金及び③利用間伐推進資金(用途Aに限る)については、森林整備活性化資金(無利子)と併せて借入れが可能です。

※③利用間伐推進資金については、用途Aと用途Bを併せて借り入れる必要があります。用途A又は用途Bの単体での借り入れはできません。

利率一覧（令和5年2月20日現在）

日本政策金融公庫 農林水産事業

区分	資金名	金利呼称	融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）						
				5年	10年	15年	20年			
農	農業基盤整備資金(注1)	補助	都道府県営等	農林C-2	1.05%	—	—	—	—	
			団体営	農林D-4	0.90%	—	—	—	—	
		非補助	一般	農林E-1	0.90%	—	—	—	—	
			利子軽減	農林F-1	0.90%	—	—	—	—	
		災害復旧	農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%		
	担い手育成農地集積資金		無利子	無利子	—	—	—	—		
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL)(注1・2)	一般	農林F-5	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%		
		特例(人・農地) (利子助成後利率)	農林F-5	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%		
	青年等就農資金		無利子	無利子	—	—	—	—		
	業	経営体育成強化資金(注1)	農地等取得	農林F-2	0.90%	—	—	—	—	
農地等取得以外			農林E-1	0.90%	—	—	—	—		
畜産経営環境調和推進資金		処理高度化	補助	農林D-1	0.90%	—	—	—		
			非補助	農林E-1	0.90%	—	—	—		
		共同利用	農林D-3	0.90%	—	—	—	—		
農業改良資金			無利子	無利子	—	—	—	—		
林		林業基盤整備資金	造林	補助	計画森林, 21世紀型	農林D-4	0.90%	—	—	—
	その他				農林C-2	1.05%	—	—	—	
	災害(復旧造林及び樹苗養成)				農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%
	非補助			計画森林, 21世紀型	農林F-1	0.90%	—	—	—	
				林業経営基盤強化	農林F-6	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%
				災害(樹苗養成)	農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	—
	林道		補助	利用区域500ha(特認1,000ha)未満, 21世紀型	農林D-4	0.90%	—	—	—	
				その他	農林C-2	1.05%	—	—	—	
			非補助	21世紀型	農林F-1	0.90%	—	—	—	
				その他	農林E-1	0.90%	—	—	—	
	災害復旧		農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%		
		利用間伐推進	森林整備法人以外	農林E-1	0.90%	—	—	—		
		森林整備法人	農林D-4	0.90%	—	—	—			
	伐採調整		農林E-1	0.90%	—	—	—			
	森林整備活性化資金		無利子	無利子	—	—	—	—		
業	林業構造改善事業推進資金	補助	一般	農林C-2	1.05%	—	—	—		
			共同利用	農林A	2.05%	—	—	—		
		非補助	一般	農林F-2	0.90%	—	—	—		
			事業規模100万円未満	農林E-1	0.90%	—	—	—		
	林業経営育成資金	森林取得	林業経営基盤強化(林業経営改善計画)	農林F-5	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%	
			その他	農林E-1	0.90%	—	—	—		
育林	農林E-1	0.90%	—	—	—	—				
生産方式合理化	農林C-2	1.05%	—	—	—	—				
漁	漁業基盤整備資金	漁港整備	補助	第1, 2種漁港	農林D-4	0.90%	—	—	—	
				その他	農林C-2	1.05%	—	—	—	
			非補助	農林E-1	0.90%	—	—	—		
		災害復旧	農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%		
		漁場整備	補助	都道府県営以外	農林D-4	0.90%	—	—	—	
				都道府県営	農林C-2	1.05%	—	—	—	
	非補助		農林E-1	0.90%	—	—	—			
	災害復旧	農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%			
	漁業経営改善支援資金	経営改善	漁船	農林F-2	0.90%	—	—	—		
			漁船以外	農林E-1	0.90%	—	—	—		
共同利用			農林C-2	1.05%	—	—	—			
整備		農林E-1	0.90%	—	—	—				
漁業経営安定資金		農林E-1	0.90%	—	—	—	—			

(参考)

区分	利率
基本金利 (令和5年2月1日以降)	0.90%
長期プライムレート (令和5年2月10日以降)	1.5%

次回の金利改定予定日 3月20日

- 注1 東日本大震災に係る利子助成の対象資金です。要件等の詳細は、当公庫にお問い合わせください。
- 2 []の利率は、公益財団法人農林水産長期金融協会より、貸付実行日から5年後の応当日の前日まで利子助成を受けた場合のものです。
- 3 基本金利とは、当公庫の融資利率の算出基礎となるもので、当公庫が財政融資資金から資金調達を行う場合の借入利率です。
- 4 融資期間別の利率は、期間1年ごとに異なる場合があります。上表はこのうちの一部を掲載したものですので、詳しくは当公庫にお問い合わせください。

利率一覧（令和5年2月20日現在）

日本政策金融公庫 農林水産事業

区分	資金名	金利呼称	融資期間にかかわらず	融資期間別（一例）							
				5年	10年	15年	20年				
農 林 漁 業 共 通	振興山村・過疎地域 経営改善資金	補助	一般	農林C-2	1.05%	—	—	—	—		
			共同利用	農林A	2.05%	—	—	—	—		
		非補助	償還中	農林E-1	0.90%	—	—	—	—		
			据置中	農林E-5	0.90%	—	—	—	—		
	農林漁業施設資金(注1)	共同利用施設	農工商等連携、六次産業化		農林D-3	0.90%	—	—	—	—	
			環境保全型、食肉センター施設・家畜市場施設		農林D-3	0.90%	—	—	—	—	
			21世紀型、林業機械の賃貸に係る施設		農林D-3	0.90%	—	—	—	—	
			病院、診療所、介護老人保健施設(機械、器具類を除く。)		農林D-1	0.90%	—	—	—	—	
			産業動物診療施設		農林D-1	0.90%	—	—	—	—	
			老人福祉施設(機械、器具類を除く。)		農林D-5	0.90%	—	—	—	—	
			バイオマス利活用施設		農林D-3	0.90%	—	—	—	—	
			米穀新用途利用促進		農林D-3	0.90%	—	—	—	—	
			その他		農林B	1.45%	—	—	—	—	
			災害復旧		農林D-2	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%	
		主務大臣指定 施設	農業	環境保全型	補助	農林D-1	0.90%	—	—	—	—
					非補助	農林E-1	0.90%	—	—	—	—
				アグリビジネス強化 計画(スーパーW)	設備	農林E-1	0.90%	—	—	—	—
					費用の支出	農林D-1	0.90%	—	—	—	—
			林業	21世紀型、林業経営改善計画		農林E-1	0.90%	—	—	—	—
				複合経営施設		農林C-2	1.05%	—	—	—	—
	水産		その他		農林D-1	0.90%	—	—	—	—	
			一般	農林D-1	0.90%	—	—	—	—		
	特別振興 事業	設備		農林D-1	0.90%	—	—	—	—		
		立ち上がり支援		農林C-3	1.05%	—	—	—	—		
		新規分野等挑戦事業		成功判定	低 0.40% 中 2.65% 高 4.90%	—	—	—	—		
	農山漁村 経営改善	償還中		農林E-4	0.90%	—	—	—	—		
		据置中		農林E-5	0.90%	—	—	—	—		
		災害復旧		農林D-2	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%		
産業動物診療施設	一般		農林F-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%			
	激甚災(3年間)		農林F-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	0.90%			
農林漁業セーフティネット(注1)	農業者、林業者、漁業者		農林E-3	—	0.60%	0.60%	0.75%	—			
加 工 流 通	塩業資金			中小①	—	1.10%	1.10%	1.25%	1.55%		
	食品流通改善資金	卸売市場近代化施設		中小①	—	—	—	1.25%	1.55%		
		食品等流通 合理化事業 施設	食品等生産製造提携型施設	中小③-1	—	0.60%	0.60%	0.75%	—		
			食品等生産販売提携型施設	中小③-1	—	0.60%	0.60%	0.75%	—		
		卸売市場機能高度化型施設		中小③-1	—	0.60%	0.60%	0.75%	—		
	新規用途事業等資金			中小①	—	—	—	1.25%	—		
	中山間地域活性化資金	加工流通施設	2.7億円まで	中小③-1	—	—	—	0.75%	—		
			2.7億円超	中小②	—	—	—	1.00%	—		
		保健機能増進 施設	2.7億円まで	中小③-3	—	—	—	0.75%	—		
			2.7億円超	中小②	—	—	—	1.00%	—		
	生産環境施設			農林E-1	0.90%	—	—	—	—		
	食品安定供給施設 整備資金	再資源化対策(一般)、食品流通対策		政策 I-1	—	—	—	1.25%	—		
		再資源化対策(特定)、新規事業育成		政策 II	—	—	—	1.10%	—		
		米穀新用途利用促進		中小③-1	—	—	—	0.75%	—		
		立ち上がり支援(米穀新用途利用促進)		食品A	—	—	—	1.50%	—		
	特定農産加工資金	2.7億円まで		食品C	—	—	—	0.75%	—		
		2.7億円超		食品B-1	—	—	—	0.90%	—		
	水産加工資金	食用	小型魚・未利用部位1.2億円まで	食品C	—	—	—	0.75%	—		
その他			食品B-3	—	—	—	0.90%	—			
非食用				食品B-3	—	—	—	0.90%	—		
食品産業界品質管理 高度化促進資金	高度化・高度化基盤整備施設2.7億円まで		食品C	—	—	—	0.75%	—			
	その他		食品B-1	—	—	—	0.90%	—			
農業競争力強化支援資金			中小③-1	—	—	—	0.75%	1.05%			
農林水産物・ 食品輸出基盤強化資金	施設			中小③-1	—	0.60%	0.60%	0.75%	1.05%		
	施設以外			食品A	—	1.50%	1.50%	1.50%	1.80%		
違約金利率の基礎となる利率	農業・林業・漁業資金		農林A	2.05%	—	—	—	—			
	加工流通資金		食品A	—	1.50%	1.50%	1.50%	1.80%			
貸付契約後10年経過ごとに利率を変更する旨の特約を締結する場合において、10年経過ごとに適用される変更後の利率の下限			農林F-2	0.90%							
遅延損害金利率	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの貸付け		8.80%								
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの貸付け		8.70%								

注1 東日本大震災に係る利子助成の対象資金です。要件等の詳細は、当公庫にお問い合わせください。

2 []の利率は、公益財団法人農林水産長期金融協会より、貸付実行日から5年後の応当日の前日まで利子助成を受けた場合のもので、

3 基本金利とは、当公庫の融資利率の算出基礎となるもので、当公庫が財政融資資金から資金調達を行う場合の借入利率です。

4 融資期間別の利率は、期間1年ごとに異なる場合があります。上表はこのうちの一部を掲載したものですので、詳しくは当公庫にお問い合わせください。

農林漁業施設資金

[主務大臣指定施設資金]

林業者の素材生産施設、林産物処理加工施設等の前向き投資を応援する資金です。

ご利用いただける方

- 林業を営む者（育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む方に限ります）
※林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械や施設については、次の方に限ります。
（1）林産物処理加工又は林産物流通販売を行う林業主業者
（2）林業を営み、次のいずれかに該当する林産物の処理加工又は流通販売事業を行う方
 - 自己所有森林が所在する森林団地から生産される林産物を主原料とする場合
 - 自らが生産する特用林産物を主原料とする場合
 - 「山村地域」において、山村振興対策又は過疎対策のほか、林業振興対策の一環として事業を行う場合
- 森林組合、森林組合連合会及び農業協同組合（1に掲げる者に転貸する場合に限ります）

資金の使いみち

次の施設や機械などの造成・取得・改良又は復旧にご利用いただけます。

素材、樹苗、特用林産物の生産、造林

ハーベスタ等高性能林業機械、樹苗運搬車、きのこや木炭等の製造施設など、林産物の生産や造林に必要な機械や施設にご利用いただけます。

林産物の処理加工

製材施設、合板製造施設、チップ製造施設、CLT製造施設など、林産物の処理加工に必要な機械や施設にご利用いただけます。

林産物の流通・販売

丸太選木機、木材やきのこ等の集出荷貯蔵施設など、林産物の流通または販売に必要な機械や施設にご利用いただけます。

森林レクリエーション施設、林業生産環境施設

林間キャンプ場、バンガロー等宿泊施設、林業従事者の休養施設等などの森林レクリエーション施設や林業生産環境施設にご利用いただけます。

※特別振興事業（最新技術や経営方式の導入など、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業）を行う方は、上記の施設に関連する費用についてもご利用いただけます。

※災害により被害を受けた上記の施設の復旧についてもご利用いただけます。

※林業生産環境施設については、設置する区域の要件に該当するものに限ります。

ご融資条件

融 資 期 間： 15年以内（うち据置期間3年以内）

金 利： 一般 . % （ 年 月 日現在）

21世紀型先進林業地総合整備等 . %

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担 保・保証人： ご相談の上、決めさせていただきます。

ご融資条件

融資限度額

■ 補助事業

負担額の80%

■ 非補助事業

負担額の80%又は下表のいずれか低い額

施設名		貸付限度額
①素材生産施設		5,000万円
②特用林産物の生産施設	個人	2,000万円
	法人	5,000万円
③林産物処理加工施設		3億円
④林産物流通販売施設		1億5,000万円
⑤森林レクリエーション施設（法人）		1億円
⑥その他施設		300万円
⑦複合経営施設	個人	1,000万円
	法人	3,000万円
⑧災害復旧（1施設当たり）	一般	300万円
	特認	600万円

※林業経営改善計画の認定、21世紀型先進林業地総合整備資金制度等、一定の条件を満たした方については、金利や貸付限度額等に関する特例があります。

なお、最低限度額は50万円です（ただし災害復旧事業に係る資金については10万円）。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問合せください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら



中山間地域活性化資金

特産物を活かした地域おこしのお手伝い。



融資事例 1

中山間地域の大豆農家 ← 安定的取引 → 豆腐製造業者が工場を新設



融資事例 2

中山間地域の林業者 ← 安定的取引 → プレカット材製造業者が機械を取得



融資事例 3

中山間地域に水揚げする漁業者 ← 安定的取引 → かまぼこ製造業者が工場を増改築



中山間地域(注1)内で生産される農林畜水産物を加工・販売・提供する事業を支援することにより、その地域の特性にあった農林漁業の振興を図り、地域の活性化に資することを目的としています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●農林畜水産物を使用して製造・加工を行う事業者 ●農林畜水産物またはその加工品の販売(飲食提供を含む)の事業を行う一定規模以上(注2)の事業者 ※中小企業者(注3)に限ります。 <p>【求められる要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中山間地域内の農林漁業者と安定的な取引契約などを締結すること ②その地域内から調達する農林畜水産物(またはその加工品)が5年間で、おおむね2割以上増加すること 				
対象事業	<p>次の事業に必要な施設や機械の取得などが融資の対象となります(事業地は中山間地域外でも構いません)。また、特許権等の取得や研究開発に要する費用についても融資の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新商品・新技術の研究開発、利用 新しい商品を開発・製造する、あるいは商品の品質向上・コスト削減のため新しい技術を導入する事業 ●需要の開拓 地域の農林畜水産物(またはその加工品)の新たな需要の創出または需要の拡大を図る事業 <p>※原料(仕入)農林畜水産物の供給元となる中山間地域を管轄する都道府県知事の意見書が必要となります。</p>				
利率	<p>(年 月 日 現在、融資期間 年の場合)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">融資額のうち2億7000万円まで</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">%</td> </tr> <tr> <td>融資額のうち2億7000万円超</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table> <p>※利率はご融資期間によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。</p>	融資額のうち2億7000万円まで	%	融資額のうち2億7000万円超	%
融資額のうち2億7000万円まで	%				
融資額のうち2億7000万円超	%				
融資期間	10年超15年以内(うち据置期間3年以内)				
融資限度額	負担額の80%以内 ※ご融資の最低限度額は50万円です。				
担保・保証人	ご相談の上、決めさせていただきます。				

(注1)中山間地域とは、傾斜地が多く耕地面積が狭いなど農林漁業の生産条件が不利な山間部や離島などの地域です。
具体的な指定市町村については、窓口までお問い合わせください。

(注2)①融資対象事業として販売(飲食提供を含む)の事業を行う方は、以下の条件を満たすことが必要です。

事業主体区分	会 社		個 人
	資本金	従業員	従業員
食肉卸売業	7千万円超 かつ	100人超	100人超
飲食店 食肉小売業	5千万円超 かつ	50人超	50人超
食肉以外の卸売業	3千万円以上	/	
上記以外の販売業	1千万円以上		

②融資対象事業として製造加工の事業を行う方は、この制限はありません。

※審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

(注3)中小企業者とは、以下の条件を満たす会社および個人(個人の場合、従業員の条件のみ)です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

判断項目	資本金	従業員
主たる業種		
小売業	5千万円以下 または	50人以下
サービス業	5千万円以下 または	100人以下
卸売業	1億円以下 または	100人以下
その他の業種	3億円以下 または	300人以下

ただし、以下の方などは規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人(一般・公益含む)、有限責任事業組合(LLP)



<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

▼支店一覧はこちら

